



~Creating IP Vision for the World~

一般社団法人日本知的財産協会



2022年2月度 東西部会報告

適切な商標管理手法の在り方

2021年度
商標委員会 WG4



商標委員会WG4メンバー

所属	氏名
株式会社ソシオネクスト	美村 忠則
セイコーエプソン株式会社	清水 寛子
ダイキン工業株式会社	山下 道子
大日本印刷株式会社	池田 圭子
武田薬品工業株式会社	杉崎 亨
日本たばこ産業株式会社	堀田 文子
株式会社日本電気特許技術情報センター	佐藤 信子
三菱製紙株式会社	石田 麻里子
三菱電機株式会社	鈴木 美紗子
花王株式会社*	竹村 愛弓 *2020年度参加、所属は当時



目次

本編

1. 使用管理の必要性と現状
 - (1) 「使用管理」とは何か
 - (2) 使用管理はなぜ必要か
2. 使用管理の実態（アンケート結果）
3. 各社の取り組み（ヒアリング結果）
4. まとめ

資料編

- ▶ 不使用取消制度の概要と対応
- ▶ 米国使用宣誓の概要と対応
- ▶ アンケート回答抜粋



使用管理の必要性和現状



使用管理とは何か？

ここでは、使用の有無、態様に関する情報を収集・管理すること、及び使用態様を適正に保つことを、「使用管理」といいます。



使用管理は本当に必要か

商標を使ってビジネスを行うすべての会社に
使用管理は必要です。

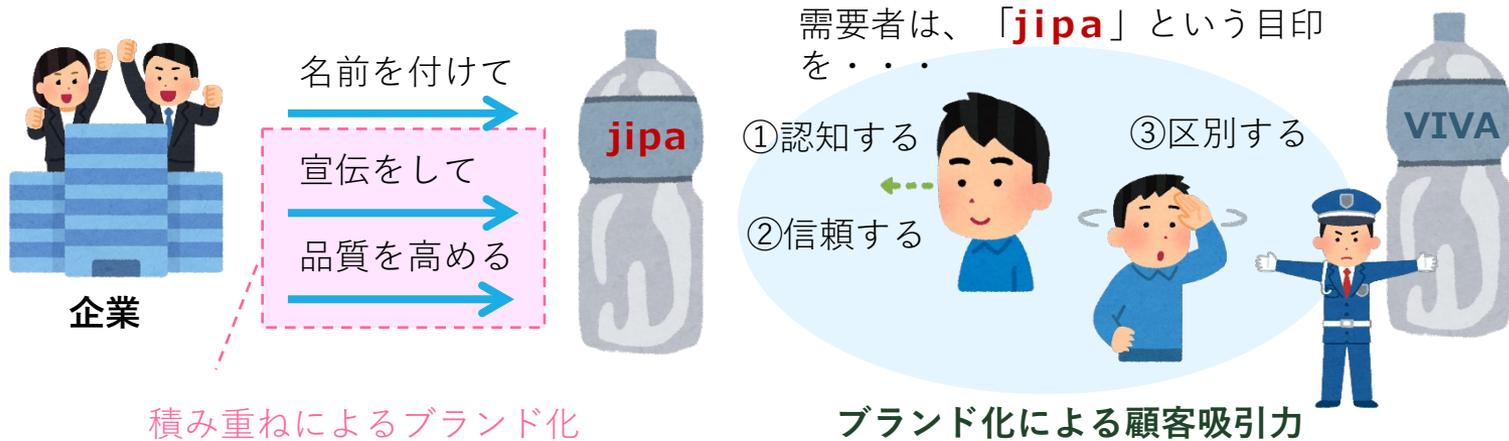
その理由は、使用管理を行うことが、
ビジネスを守るために必要だからです。

👉 商標の本質から順を追って見ていきましょう



商標とは

自己の商品・サービスと他人の商品・サービスを区別するために使用するネーミングやマーク等の識別標識です。



👉 需要者に、認知・信頼され、他社商品と区別してもらうためには、相応の労力・時間がかかります！



商標は「継続的に使用してこそ」生きる

商標は、継続した使用や宣伝、品質改善等により認知度、信用が高まり、その価値が顧客誘引力に結びついていくもの



継続使用！
広告宣伝！
品質向上！

商標は信頼できる商品の「目印」に



もし、継続的な使用が妨げられたら？

「商標の継続的な使用」が妨げられるケースとしては、、、

【他者に商標を横取りされる】

- ・ 良い商品役務について、そのアイデアの模倣を試みる他者が存在することは否めない。
- ・ このような他者に、自身の商標と同一の（又は混同されるような）商標を使用されると、需要者に、自身の商標として安定的に認知されない可能性がある。

【他者の既存商標とのバッティング】

- ・ 既に他者が使用している商標を使用した場合、当該他者よりクレームを受ける可能性がある。
- ・ その結果、使用に制限がかかったり、場合によっては使用差止を受ける可能性がある。

ビジネスに支障が出る。。
商標が育たない。。



これらケースに陥るリスクを軽減させるために、
「**商標権**」の活用が有効！



商標権のココが有効 ①他者の使用を制限！

- ◆ 登録商標の、指定商品／役務についての使用を独占することができる。
- ◆ 他者による、登録商標と同一・類似の商標の、同一・類似の指定商品／役務についての使用を禁止することができる。



登録した商標、指定商品／役務について**独占的に使用**できる。

他者による、登録商標と同一・類似の商標の、同一・類似の商品／役務についての**使用を禁止**できる。
*但し、自分が使えるとは限らない。

【例】 商標： JIPA / 指定商品：雑誌・新聞(16類)の場合

	同一	類似	非類似
同一	商標： JIPA 商品：雑誌・新聞	商標： JIPA+ 商品：雑誌・新聞	商標： IPA 商品：雑誌・新聞
類似	商標： JIPA 商品：カレンダー	商標： JIPA+ 商品：カレンダー	商標： IPA 商品：カレンダー
非類似	商標： JIPA 商標：テレビ	商標： JIPA+ 商品：テレビ	商標： IPA 商品：テレビ

商標、商品／役務のいずれか一方または両方が非類似の場合、**他者の使用を排除できない。**



商標権のココが有効②「更新」で半永久的に存続可能！

商標は**継続的に使用**して「育てる」ものです。しかし、せっかく蓄積した信頼が途中で無くなってしまうとすると、事業者は積極的な宣伝や品質向上活動ができません。

また、「信頼できる商品の目印」を保護することは、需要者の利益にもなります。

そのため商標権は、特許等他の知財権と異なり、**繰り返し更新可能な「半永久的」な権利**となっているのです。

商標法第1条（目的）

この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。



商標登録はゴールではない

商標が登録に至り、知財担当としてはホッと一息・・・と言いたいところですが、これがゴールではありません！

商標を**適切に「使用」**していないと、商標権を維持できない場合があるからです。

- ・「不使用取消請求」を受けた場合の使用の証明
- ・（米国等）「使用宣誓」又は「不使用宣誓」、「使用意思宣誓手続」を要する国での証拠の提出

不使用取消審判	継続して3年以上日本国内で使用されていない登録商標について、その登録の取消しを特許庁に求めることができる制度。登録商標の使用について証明をしない限り、登録の取消しを免れません。	どちらも商標を使用している証拠が必要
更新・使用宣誓	商標を使用することで権利が確保され、使用していなければ権利がなくなるという使用主義を取る国があります。そのような国では、所定の時期に使用の証拠を提出しないと権利が維持できません。	



「使用宣誓書」・「使用証拠」の提出を要する国

	使用宣誓書		使用証拠	
	【更新時】	(更新時の他) 【所定の期間内】	【更新時】	(更新時の他) 【所定の期間内】
アメリカ	✓	✓	✓	✓
アルジェリア	✓	—	—	—
アルゼンチン	✓	✓	—	—
インドネシア	✓	—	—	—
エスワニティ 【旧スワジランド】	✓	—	—	—
カーボベルデ	—	✓	—	—
カンボジア	—	✓	—	✓ (又は不使用宣誓書の提出)
ハイチ	—	✓	—	✓ (又は不使用宣誓書の提出)
フィリピン	✓	✓	— (使用有無の確認)	✓
プエルトリコ	✓	✓	✓	✓
ベリーズ	✓ (又は不使用宣誓書の提出)	—	—	—
メキシコ	✓	✓	—	—
モザンビーク	—	✓	—	—

特に、アメリカ・フィリピンにおいては様々な条件あり！

※使用証拠として提出したものが認容される基準 (= 使用証拠の要件) は国によって異なります。

※ご参考：Mark i HP <https://trademark.jp/report/trademark/country>





適切な使用とは？

一般的に商標の使用とは

- ・ ビジネスに関連して対外的に
- ・ 登録商標と同一の範囲*注の商標を
- ・ 指定商品・役務について
- ・ 需要者にその商品・役務のネーミング等であると見えるよう・分かるように
- ・ 表示したり、表示したものを宣伝したり売ったりすること

* 「同一の範囲」の判断基準は国によって異なりますので、確認が必要です。

たとえば日本の場合、①～③は登録商標と社会通念上同一の範囲とされる

①書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標

②平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標

③外観において同視される図形からなる商標

詳しくは審判便覧 [53-01.pdf \(jpo.go.jp\)](https://www.jpo.go.jp/53-01.pdf) を参照。



証明に堪える使用証拠とは？

- ◆ 登録商標と同一の範囲の商標が明示されていること
- ◆ 指定商品役務についての使用であること
- ◆ 使用時期（発行日・印刷日・更新日・撮影日など。少なくとも年、月）が分かるもの
- ◆ 使用国が分かるもの

使用証拠の例

製品写真、ウェブサイト画像、会社案内、広告、カタログ・パンフレット、容器・梱包箱、ラベル・タグ、マニュアル・取扱説明書、インボイス、発注・納品・請求書、現地販売店の写真、展示会の写真 etc.

「なんだ、それでいいの？」 「何が難しいの？」 と思いませんか？



使用証拠の難しさ

使用証拠が必要になるのは、多くが登録後何年も経ってからです。
5年後、10年後を想像してみてください。

出願・登録された**商標の態様**



パッケージのリニューアルなどに伴い、登録した
ネーミングやロゴが使用中止になっていませんか？

出願・登録された**商品・サービス**



もとの商品の販売を終了し、売上げの見込める
姉妹品の販売のみになっていませんか？

登録商標
「jipa」



パッケージの
リニューアル

CHANGE

「jipa」から
「Jip-a」へ

CHANGE

飲料事業撤退

CHANGE



ビジネス環境・顧客嗜好の
変化に合わせて変更

いつの間にか・・・



必要な証拠を適時に出すには

いつ使用証拠を提出するかが分かっている場合には、事前に証拠を準備しておくことができます。しかし当然ながら、例えば不使用取消審判は何の前触れもなく請求されます。

このため、使用証拠はいつでも提出できるよう、保持・管理しておくことが望まれます。

そのために、使用の有無、態様に関する情報を収集・管理しておくことや、使用態様を適正に保つこと（**=使用管理**）が必要なのです。

【参考】

2020年における日本の商標取消審判請求件数：1,011件内、請求成立（=登録取り消し）は769件
（特許行政年次報告書2021年版より）





つまり、使用管理は「良い商品の目印」「信頼の器」としての商標を、安心安全に使い続けるための大切な備えなのです。



しかし、企業の実情は . . .

- ◆ 使用証拠の収集に苦慮
 - 体系的な管理が出来ておらず、属人的で行き当たりばったりの対応になりがち。
 - 商標を使用している事業部/海外関連会社に使用証拠についての予備知識がなく、証拠収集を依頼しても思うように集まらない。
- ◆ 権利維持が必要な商標なのに、使用証拠を入手できない。
 - 商標担当者の知らぬ間に使用態様が登録態様と乖離していた。
 - 適切な時期の適切な証拠が見つからない。





みんなどうしているのだろうか？

どうすれば、より適切な「使用管理」に近づけることができるのか？



本研究では、「商標の使用管理」について王道なるスタイルがあるのか、他社はどのような工夫や苦勞をしているのかを知るため、アンケート&ヒアリングを実施しました。

各社の実態や悩み、それを乗り越えるための工夫を、皆様の実務にお役立ていただければ幸いです。



使用管理の実態（アンケート結果）



使用管理に関するアンケート（2020年10月実施）

◆ アンケートの目的

各社の使用証拠の管理・収集の在り方の実態を把握し分析する。

◆ 回答社数 44社（商標委員会所属企業）

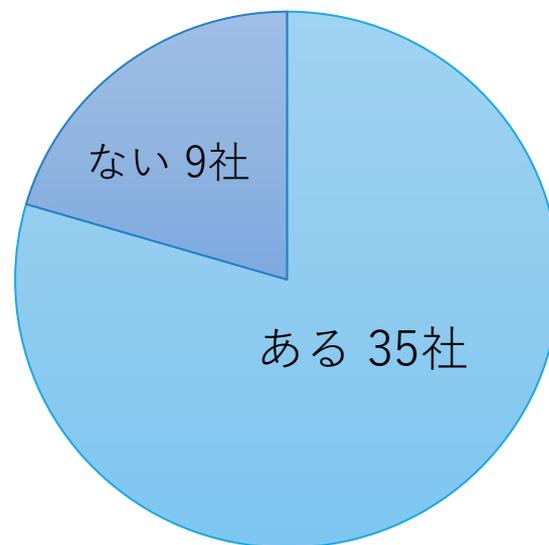
◆ 事業傾向

- BtoB寄り 20社
- BtoC寄り 17社
- BtoB, BtoC半々、割合不明 7社



使用証拠収集での各社の苦勞

Q. 不使用取消審判や使用宣誓、更新の際に証拠収集が必要になり、苦勞した経験があるか？



不使用取消審判請求を受け、使用証拠を提出した経験あり 33社



使用証拠収集での各社の苦勞

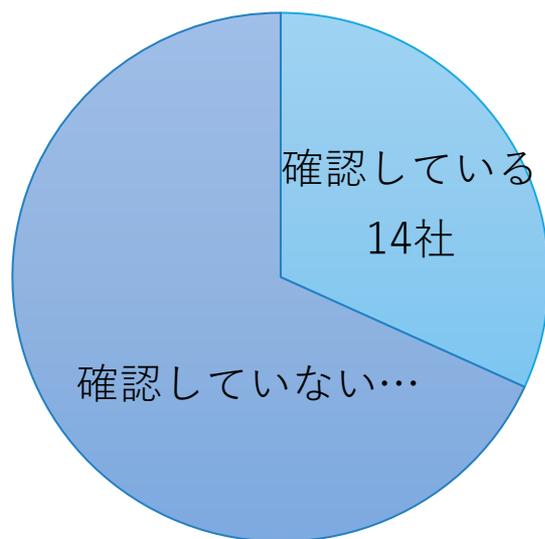
Q.どのような苦勞をしたか？

1. 使用態様が登録態様と乖離しており、使用証拠として認められない。
2. 商標的使用と認められない（国による）。
3. 使用証拠の準備に工数がかかる。
4. 要証期間の使用証拠を入手できない。
5. （使用宣誓に記載する）最先使用日がわからない。
6. 海外拠点の協力が得られ難い。
7. 商標の使用部門との連携不足。



使用管理の現状－使用状況の確認

Q. 定期的に使用状況を確認しているか？



確認のタイミング

- 更新時
- 使用開始時・対外発表時
- 中間対応時
- 年1回

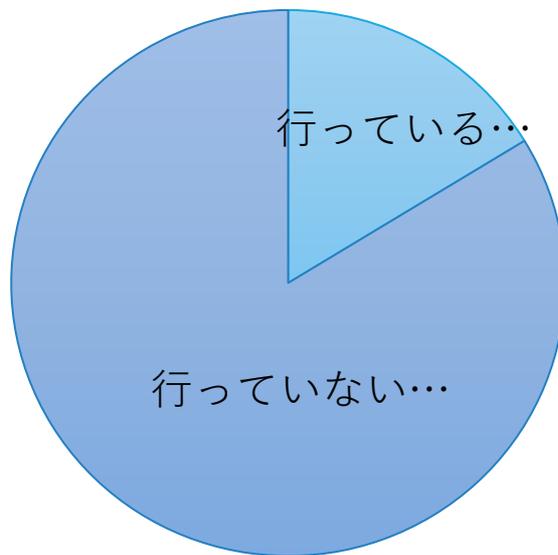
確認項目

- 使用有無
- 使用媒体（商品、包装、取引書類、広告宣伝物等）
- 使用商品・サービス
- 使用態様
- 使用開始時期



使用管理の現状－使用証拠収集・保管

Q. 使用証拠が必要になる可能性を考慮して、日頃から証拠の収集を行っているか？



収集のタイミング

- 更新時
- 半年ごと
- 不定期

収集体制構築の理由・きっかけ

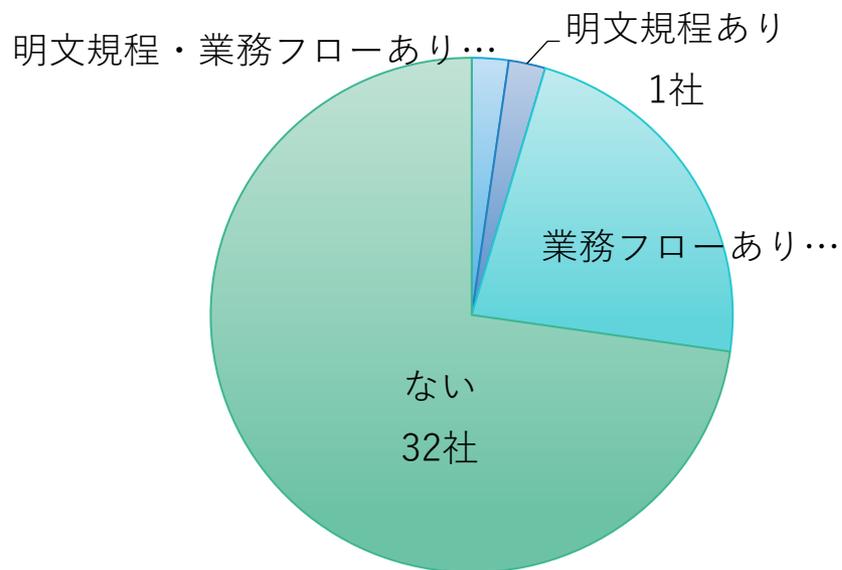
- 使用による識別力の獲得のため。
- 著名性の立証のため。
- 不使用取消審判で使用商標を取り消されかねない経験をしたため。

収集体制の整備を試みたが・・・

- 年1回、使用証拠を収集する。
 - 現地から定期的に証拠を送ってもらう。
- しかし、現状は…
事業部から、なかなか協力が得られない！

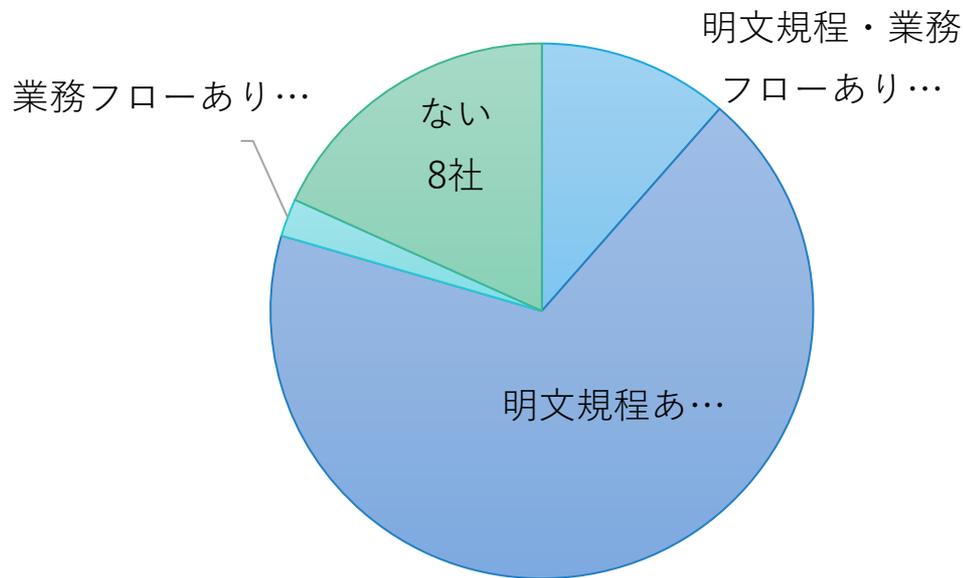


Q. 使用証拠資料の収集・保管に関する社内規程やマニュアル、決まったフローがあるか？





Q. 商標の使用態様（適正使用）に関する社内規程やマニュアル、業務フローはあるか？



ルールの対象商標

- コーポレート・ロゴのみ（15社）
- コーポレート・ロゴ、その他商標（12社）

ルールの内容

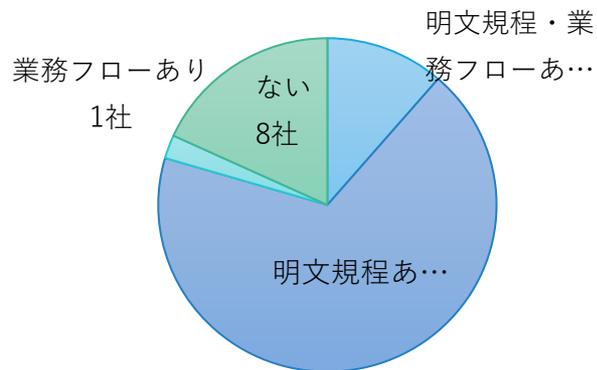
- 書体
- 色彩
- 使用範囲
- アイソレーション
- 配置、サイズ
- 他要素との組合せ方
- ®、TMの表示方法
- 使用目的、ブランドコンセプト



使用管理に関する社内ルール整備状況－使用態様（適正使用）②

（前ページより）

Q.商標の使用態様（適正使用）に関する社内規程やマニュアル、業務フローはあるか？



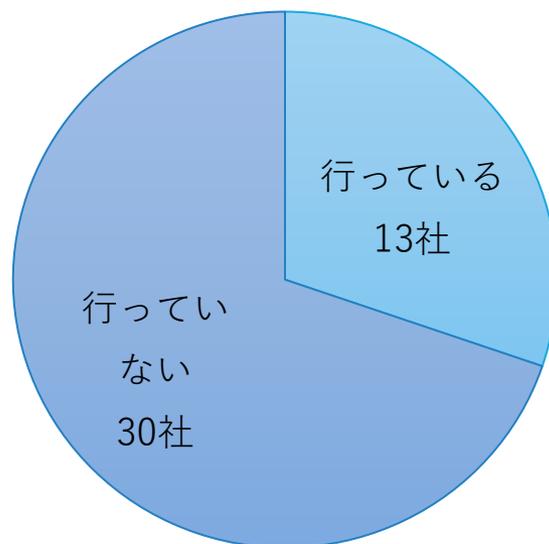
「明文規程or業務フローあり」36社中、21社が使用態様に課題あり。

- ルールがコーポレート・ロゴ等の一部商標に限られる。
- 知らないうちに使用態様が変わり、登録商標から乖離している。
- 出願後に使用態様に変更された場合に、追加手当の必要性を確認するプロセスがない。



社内教育の実施状況

Q. 使用管理の周知徹底のために、新しい担当者や新入社員に対して随時、使用管理について教育を行っているか？





社内ルール・教育－使用態様を意識する風土

Q.商標使用部門に使用態様を意識する風土があるか？

使用態様ルールの整備	教育の実施	意識する風土あり
○	○	10/12社 (83%)
○	×	11/23社 (48%)
×	○	0/1社 (0%)
×	×	0/7社 (0%)



使用管理について各社の課題意識

Q.使用管理について課題と感じていることは？

1. 使用状況を定期的に確認する体制がない。
2. 知財部と商標使用部門との連携の仕組みがない。
3. 使用管理について明文規程やフローがなく、属人的になりがち。
4. 商標制度全般について社内周知が不十分。
5. 使用管理にかけられる時間、労力が不十分。



理想の使用管理像

Q.あなたにとって、理想の使用管理とは？

- ◆ 必要な情報と証拠が随時閲覧・入手できる
 - (不使用取消の可能性等を見越した) 日頃からのデータ収集
 - 事業部による自発的・協力的なデータ提供
 - データベースの構築

- ◆ ルール(役割分担) の確立・周知
 - 使用証拠収集・保管に関するルール
 - 使用態様(適正使用)に関するルール



各社の取り組み（ヒアリング結果）



ヒアリング概要

理想の商標管理像や課題解決のヒントを得るため、アンケートの回答から個性ある取り組みが見て取れた6社にヒアリングを実施した。

◆ ヒアリング先とその依頼理由

- A社：システム・組織体制が整っている
- B社：グローバルでの経験が多い
- C社：現地での使用実績保管・蓄積体制あり、横断的な会議を実施
- D社：グローバルでの経験、他部門との情報共有
- E社：横断的な会議を実施
- F社：再出願を積極活用、経理データの活用

◆ 得られた示唆

やはり**社内・関係部門とのコミュニケーションが大事**

- ① 横断的コミュニケーション
- ② 個別・日常的コミュニケーション
- ③ 教育を通じたコミュニケーション



① 横断的コミュニケーション



他部門との情報交換例

会議例	参加部門	頻度	内容
会議例①	事業部門 知財部門	半期に1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期の商品計画を聞く
会議例②	IR・宣伝部門 ブランド管理部門 知財部門 (研究所)	2カ月に1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有 例えば、新しいガイドラインを作成した事を共有 ・ 模倣品対策の相談 ・ ブランドの管理体制の提案 等
会議例③	広報部門 研究・開発部門 事業部門 経営企画部門 知財部門	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標に関する報告やトピックスを共有 例えば、出願や異議状況、模倣品、法改正、啓発活動紹介、商標使用時の注意事項 等
会議例④	開発本部 海外営業部門 知財部門	半期に1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標の出願権利化施策 ・ 模倣品対策の施策 ・ 商標出願進捗状況 ・ 商標に関する進捗、今後の進め方確認



② 個別・日常的コミュニケーション

横断的なコミュニケーションだけでは足りません。

個別・日常的なコミュニケーションが、 やっぱり大切！！！！

→よく知った仲であれば、適切かつ迅速に必要な情報のやり取りができる
常日頃から様々なシーンでのコミュニケーションが大切と認識





③ 教育を通じたコミュニケーション



◆ 研修例

	対象者	頻度	方式	教育内容
教育①	・マーケティング ・事業部	年1回	・オンライン ・e-ラーニング	・商標全般（商標とは何か？） ・調査のタイミング ・ 適正使用 ・他社権利の尊重 ・小テストもあり
教育②	・事業部		・オンライン	・社内手続・ 使用態様
教育③	・新任の商標管理者	年1回（1時間）	・オンライン	・商標基礎知識 ・ 使用に関するルール ・失敗事例の紹介

※課題：通常の研修対象者のみならず、**経営幹部や開発部門等**とも行うことが必要ではないか

◆ 使用管理の重要性に関する研修内容例：

- 商標の態様の変更は容易ではない。金型からデジタル媒体まで変更対象は膨大となる
- 商標的使用をしないと権利維持できない・商標使用が困難になる
- 商標的使用が難しく、権利を維持できない可能性があること（例：スローガン、キャッチフレーズ等）



ヒアリングで得られたその他の事例

【証拠収集】

- 現地スタッフを巻き込んだ証拠収集の体制を確立（現地一任／連携）
- 重要商標については定期的に証拠収集するが、保管が大変
- 常時在庫があるわけではない製品の証拠収集が難しい。受注の都度証拠を取っておくしかない

【再出願】

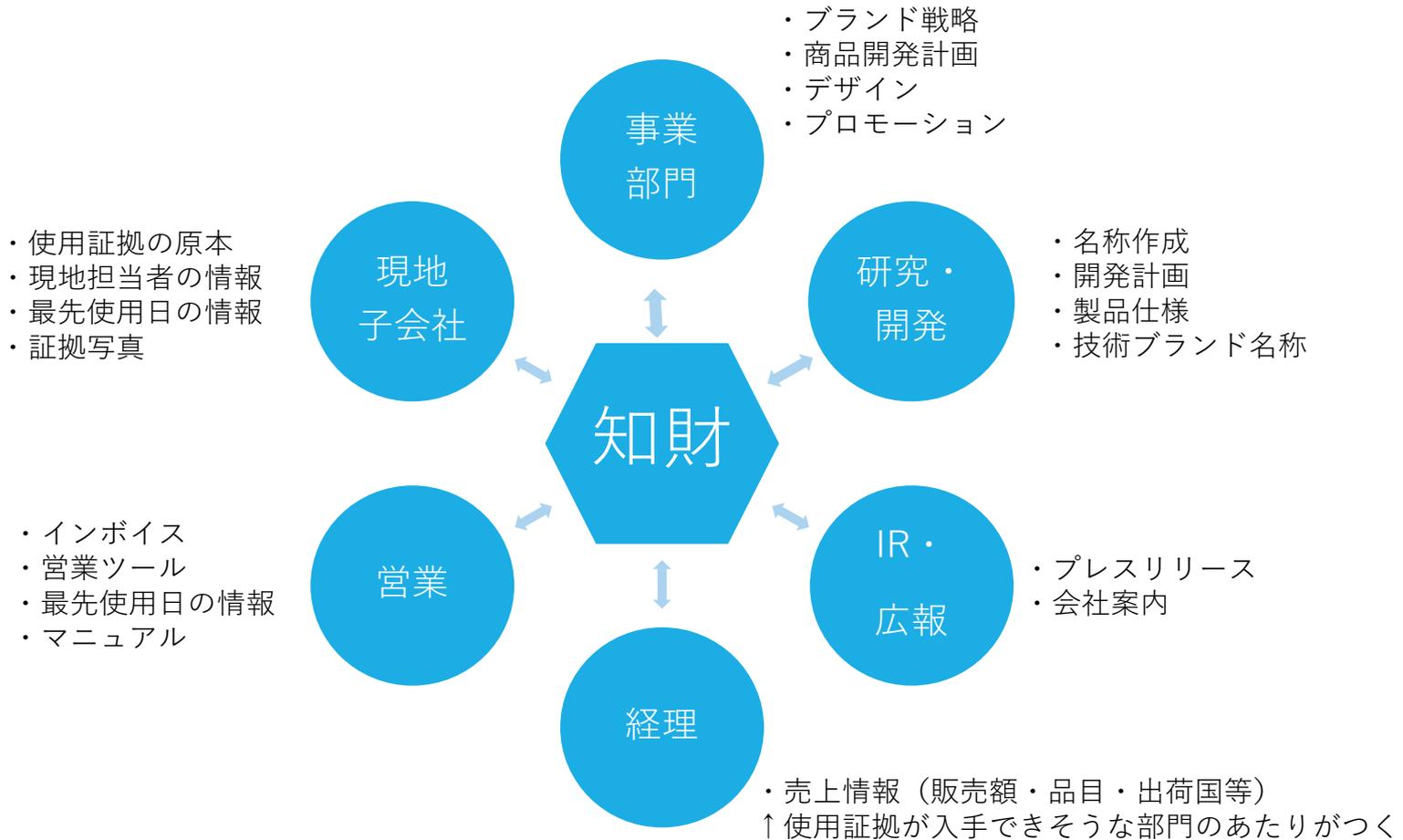
- 再出願も念頭に、使用状況の確認は早めに行う
- 再出願の際は、権利の隙間ができないよう（権利満了までに再出願商標の登録が認められるよう）注意する
- 使用証拠収集が大変な国やBtoB商品等で自社名、自社ブランド名を表示できない場合は、再出願を行う

【TIPS】

- 経理情報を利用して各国での商品販売状況を確認、出願戦略を検討
- 不使用取消：該当国での使用実績は無くても、ワールドワイドでの使用実績の主張により権利維持可となったケースあり
- 版下チェックのフローあり、パッケージにおける商標使用を確認している
- 商標のレベル分けを行い、重要商標についてはガイドライン等作成、可能な限り統一的な管理を行う



知財部門が取り得る理想的なコミュニケーションの在り方





最後に
商標使用管理に近道はない！
日常の基本的なコミュニケーションが結局は
理想の商標使用管理の王道



ご清聴ありがとうございました。



資料編



不使用取消制度の概要と対応

- ◆ **一定期間**使用されていない登録商標には、商標法上保護すべき信用が存在しない。
そのまま排他独占的な権利を与えておくと、一般の利益を損ね、また権利者以外の者の商標選択の自由を不当に狭める恐れがある。
そこで、審判による取り消しを請求できるようにしたもの。

 - ◆ 「一定期間」とは？
国によって異なる。〔参考〕特許庁資料 [4syouhyou.pdf \(jpo.go.jp\)](https://www.jpo.go.jp/4syouhyou.pdf)

 - ◆ 不使用取消を請求された場合、請求対象の登録商標の「使用」を証明しなければならない。
証明できない場合、商標登録が取り消される。
日本の場合、審判請求の登録日に消滅したものとみなされる（商標法第54条2項）。

 - ◆ 取消の影響
 - ・ビジネスに商標を使うことができなくなる。
 - ・取り消された商標がマドプロ出願の基礎出願である場合、国際登録も取り消される
 - ・他社にライセンスしている場合、契約内容に応じた対応が必要
- 参考資料：特許庁
「不使用取消審判請求に対する登録商標の使用の立証のための参考資料
－登録商標を使っていたことを証明するために－」 [shiyou-risshou.pdf \(jpo.go.jp\)](https://www.jpo.go.jp/shiyou-risshou.pdf)



米国使用宣誓の概要と対応①

- ◆ 米国での商標の権利化・権利維持には使用宣誓と共に使用証拠を提出する必要がある。
- ◆ 使用宣誓提出のタイミング

	使用ベース	使用意思ベース	本国登録・マドプロ出願ベース
出願時	✓	-	-
登録許可通知受領後6カ月以内 (半年毎5回の提出期限延長可)	-	✓	-
登録日から5年～6年の間	✓	✓	✓ ※マドプロ出願はアメリカでの登録日から換算/更新手続きは別途必要
更新時 (登録日から10年毎)	✓	✓	✓ ※マドプロ出願はアメリカでの登録日から換算/更新手続きは別途必要

※使用意思ベースの出願の場合、審査中に使用証拠を提出することも可 (任意)



米国使用宣誓の概要と対応②

◆ 適切な使用証拠とは

- 指定商品・役務に対し、商標が**アメリカの商取引において使用**されている事を示す証拠
- 使用証拠例：指定商品に関連して商標が付されている事がわかる
ラベル・タグ・刻印・パッケージ・製品・店頭での陳列などの写真、
ソフトウェアやビデオ等のダウンロード画面、マニュアル、
カタログ（注文書や電話番号など製品の注文方法が記載されているものに限る）
、
ウェブサイト（ショッピングカートなど製品の注文方法が提供されているものに限る）、など
- 使用証拠例：指定役務に関連して商標が付されている事がわかる
カタログ、広告、ウェブページ、アプリケーションソフトウェア画面、
オンラインサービスのログイン画面、テレビやゲームの起動画面、など

適切な使用証拠を提出しなければ商標の権利化・権利維持が出来ない。使用宣誓手続期限前に十分時間を取って適切な使用証拠が提出可能かを確認の上、証拠の収集・提出が難しい場合には権利維持（再出願）が必要かどうかの検討が必要



アンケート結果抜粋：使用証拠提出での苦勞と工夫

(1)使用実績がない

①使用証拠提出で苦勞したこと	② ①に対する工夫	③事前にどのような準備をすればよかったか？
自社のビジネスとは無関係の分野に防衛的に行った出願であるため、使用実績がない。	・権利断念とするか再出願をするか検討し、必要に応じ再出願を行う。	・登録後の使用実績および使用がなかった場合の再出願要否の確認。 ・出願の経緯や目的の記録（担当者変更等で、どの案件が防衛的な出願なのか分からなくなることがあるため）。
使用開始前（準備含む）のため、使用実績がない。	・他国使用実績の提出や、同一商標の再出願。	
現在は販売していない商品のため、証拠が見つからなかった。	・以降、年間出荷回数が少ない製品の使用証拠の確保、及び、使用実績が確保できず再出願を行う場合に他者に割り込まれるリスクの低減を目的として、事業部等への使用宣誓の案内、使用がない場合の再出願要否確認のタイミングを早めた。	
BtoC製品において、正式に進出していなかった国で不使用取消審判請求された。	・ECサイトで活発に第三者によって取引されており、そちらの使用証拠を提出した。	
BtoBの商品で顧客要望により自社名や自社ブランド名を表示できず証拠が見つからない。		
顧客ブランドのため、自社商標を付すことができない。		
小型製品のため、自社商標を付すことができない。		



アンケート結果抜粋：使用証拠提出での苦勞と工夫

(2)登録態様と使用態様の乖離

①使用証拠提出で苦勞したこと	② ①に対する工夫	③事前にどのような準備をすればよかったか？
部門の使用方法が原因で登録態様と使用態様が大きく乖離していた。	・登録通知の際に、登録した態様と同じ態様を使用するように周知した。 ・以降、使用証拠の保存管理を改善した。	・態様の乖離を定期的にチェックし是正する。 ・登録態様と使用態様を一致させることの重要性を周知する。
米国の社外HPを更新したことでサービス内容が不明確になってしまい、使用証拠としての効力がないかもしれないと指摘された。	以降、HPを確認している（HP更新時の連絡を依頼したが、連絡来ず）。	
知財の出願戦略が原因で登録態様と使用態様が大きく乖離していた。		



アンケート結果抜粋：使用証拠提出での苦労と工夫

(3)商標的使用として認められない

①使用証拠提出で苦労したこと	② ①に対する工夫	③事前にどのような準備をすればよかったか？
使用はしているが、証拠として認められない		<ul style="list-style-type: none"> ・使い始める時に営業や販社に商標的使用および 使用証拠の提出を義務づける。 ・商標的使用ができない場合には、出願をしないという選択も検討する。
ハウスマークが出荷ラベルの差出人表示など商号としての使用のみで、商標的使用が見つからない。	<ul style="list-style-type: none"> ・現地販社と直接コンタクトする。 ・現地のオンラインストア等で探す。 ・ビジネス取引上、不自然ではない範囲で商標を使用するよう関係部門に要請する。 	
コンセプトや世界観を表す名称のため、商標的使用をしていなかった。		事前に所管元事業部に対して一部の国で登録を維持できない可能性があることを連絡する。
商品・パッケージに貼付しない機能名称の商標が多い。	展示会や売り場の写真を探してもなかったり、取扱説明書・据付説明書などに商標を入れてもらうよう依頼（対応してもらえないことも）。	
BtoB製品はオンラインで販売できるようなサイトはなく、オンラインカタログはあったが、使用証拠として認められず、苦労した。		
展示会での広告的使用等、商標的使用か否かが微妙なケースがある。		
たまに配布される販促品での使用であり、使用証拠として適切か疑問。		
サービス提供における使用証拠は、証拠として認められにくい国もあり、証拠の確保自体が難しい国もある。	再出願。	



アンケート結果抜粋：使用証拠提出での苦勞と工夫

(4)要証期間の使用証拠を入手できない

①使用証拠提出で苦勞したこと	② ①に対する工夫	③事前にどのような準備をすればよかったですか？
出荷頻度が少ない製品のため、使用宣誓時、使用証拠がすぐに手に入らない。		・知財部から計画的な問い合わせを行う。 ・定常的に事業部に使用実績を保管してもらう体制を整備する。
BtoB製品で顧客から受注された場合に生産するため、常時在庫が倉庫にあるわけではなく、使用宣誓の証拠準備時期に倉庫に在庫がないものは使用証拠を提出できなかった。		・受注生産するようなBtoB製品は事業部と連携して常に使用証拠を集める（アメリカ、フィリピン、カナダなど）。
遡る年度が古すぎ、過去の資料が残っていない。		・カタログやinvoice等の使用証拠を定期的に知財部に提出する仕組みを作る（何をどれくらい持っておいたら良いかなどは国や事案によって異なると思われる、また、全世界となると証拠類が膨大となるため、管理の仕方に工夫が必要）。



アンケート結果抜粋：使用証拠提出での苦労と工夫

(5)使用証拠収集に工数がかかる

①使用証拠提出で苦労したこと	② ①に対する工夫	③事前にどのような準備をすればよかったか？
使用証拠の収集。	商標出願/登録/更新時に使用証拠をデータベースに残しておく。	
ライセンサーによる使用であったため、指定期間内の証拠収集に苦労した。	・直接出向き、先方の社長に説明した。商標制度の説明に加え、取り消された場合のビジネス上の影響等についても説明した。	
小売店販売のみのため、現時点での使用証拠(写真)の手配に時間がかかった。		
代理店に資料(インボイス)収集を行ってもらう手間がかかった。		
証拠収集すべき区分数が多く、事業部における、最新の使用状況の把握と証拠収集にかかる手間が大きい。	・ハウスマークなど、複数の区分を権利化し、全社的に使用している商標の使用状況を把握する方法について、経理部からのデータ取得を試みるなど模索中。が、権利の空白ができないように再出願を繰り返す方が効率的なのでは。	ハウスマークなど、多数の区分に出願しているケースでは、使用証拠収集の労力を考えると、第三者に割り込まれるリスクを最小限に抑えた時期に、再出願を繰り返すのが現実的。あるいは、社則などを制定して、定期的に使用証拠を提出してもらう仕組みを構築する。
市場に製品が出回ってないため、証拠収集に苦労する。		
・サービス業ゆえ、商品の輸出入の証拠を確保し難いため、現地法人の使用証拠を提出するにあたって当社から現地法人のライセンスが必要となるが、ライセンスの枠組み、ライセンス対象の漏れのチェック、現地法人との交渉に手間暇がかかる。 ・サービス業の場合、多くの分類に出願する必要もあり、コストや工数の負荷がかかる。	ライセンス漏れについては、現地法人からの報告義務と報告内容を徹底する。	
当局の求める文書レベルが手探りで、時間を無駄に要した(中国)		



アンケート結果抜粋：使用証拠提出での苦労と工夫

(6)使用部門との連携不足

①使用証拠提出で苦労したこと	② ①に対する克服方法、工夫	③事前にどのような準備をすればよかったか？
<ul style="list-style-type: none"> ・商標管理部門と使用部門に縦割りの組織の壁があり、情報共有がなされておらず、米国の使用実績有無の確認に手間取った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・維持が必要な商標の使用実績について、管理部門にて定期的なチェックや使用励行などの働きかけを行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 販社、営業との連携不足（誰に依頼すればいいかわからない）。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用開始時、営業や販社に商標的使用および使用証拠の提出を義務づける。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昔の商標すぎて、事業部側の担当部署を探すのが手間。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ハウスマークなど、使用部門と管理部門が異なる場合、管理部門から使用部門への証拠収集要請が遅かったり五月雨式であったりして、対応に苦慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理部門に対し、年頭などにまとめて依頼をするよう要請した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類が機密情報と言われ提出できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部門への協力依頼。 	



アンケート結果抜粋：使用証拠提出での苦勞と工夫

(7)海外拠点の協力が得られ難い

①使用証拠提出で苦勞したこと	② ①に対する工夫	③事前にどのような準備をすればよかったか？
要証国における使用の証拠の収集が難しい。	<ul style="list-style-type: none">・使用証拠に関する説明資料の現地への送付と連携強化。・事業部担当者と密に連携をとり、また必要に応じて適宜教育を行う。・カタログ、Webページ等将来的に使用証拠となりうる資料をデータベースにストック。・簡単なマニュアルのようなものを事業部側に提示する。・前回提出した使用証拠を提示する。	
現地拠点の協力が得られにくい。	<ul style="list-style-type: none">・不使用取消請求を受ける頻度の高い国においては、現地拠点に使用証拠収集の窓口を依頼して、現地拠点を中心に現地グループ会社の使用証拠を収集することがある。	
現地とのコミュニケーションが難しい。特に「商標的使用」というのが理解されにくい。		



アンケート結果抜粋：使用証拠提出での苦労と工夫

(8) (使用宣誓に記載する) 最先使用日がわからない。

①使用証拠提出で苦労したこと	② ①に対する工夫	③事前にどのような準備をすればよかったか？
証拠のカタログの日付が明確でない。	・顧客より一筆いただいてカタログと一緒に提出した。	
最先使用日が証明できない・わからない。	・販売契約締結日や農薬や医薬の登録日などを参考にしている。 ・少なくとも「登録日より前か後か」は答えられるようにしてもらっている。(米国案件については、登録日より前から使用していることは分かっているが、いつからかが不明な場合は、最先使用日を「登録日」と回答している。)	



アンケート結果抜粋：使用証拠収集に関する工夫・秘訣

使用証拠提出で苦労したことがないと回答された企業へ） スムーズに使用証拠提出できた秘訣は？

使用状況、使用証拠の確認先（担当部署、担当者）が明確になっている。（2社）

知財に馴染みが薄い部門に使用証拠収集を依頼する際、スムーズに対応してもらうために工夫していることは？

過去事例でどのような証拠を収集したか提示。（31社）

使用証拠マニュアルを作成し見ってもらう。（3社）

代理人コメントを分かりやすく伝える。

商標制度の説明。

使用証拠収集の必要性の説明。

リスク（不使用取消）の説明。

メールやチャットでの説明ではなく、直接コミュニケーションをとる。

社員教育。

年1度開催の連絡会で、各事業部の担当者に対し、使用宣誓が必要になる国・商標の通知、及び、不使用取消に関する注意喚起。



アンケート結果抜粋：使用態様に関する施策

商標使用部門に商標の使用態様を意識してもらうために、どのような施策を行っているか？
ルールの整備。（16社）
教育研修。（12社）
商標調査回答時に注意喚起。（4社）
不適切な使用を発見し次第、注意喚起。